

別表第8 特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の規制に関する基準（第24条関係）

1 騒音に係る特定建設作業の規制基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、付表の1の項に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間、同表の2の項に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間（以下この項においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
 - (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあっては1日10時間、同表の2の項に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - (4) 電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - (5) 道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
 - (6) 道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設

備考

- 1 この表の基準は、同表第1項の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第50条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、同表第3項本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同項本文に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。
- 2 別表第7の1の備考第2号から第4号までの規定は、この表についても適用する。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

付表

1	(1) 別表第7の1に掲げる第1種区域 (2) 別表第7の1の付表に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2	前項に掲げる区域以外の区域

2 振動に係る特定建設作業の規制基準

- 1 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の振動が、付表の1の項に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間、同表の2の項に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間（以下この項においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (4) 道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
 - (5) 道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 3 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあっては1日10時間、同表の2の項に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 5 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- (4) 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- (5) 道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
- (6) 道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 この表の基準は、同表第1項の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について条例第50条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、同表第3項の本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同項本文に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。
- 2 別表第7の2の備考第2号から第5号まで及び1の備考第3号の規定は、この表についても適用する。

付表

1	(1) 別表第7の2に掲げる第1種区域 (2) 別表第7の1の付表に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2	前項に掲げる区域以外の区域